

尾張旭市教育委員会（7月）定例会次第

日時 令和2年7月15日（水）

午後2時

場所 市役所3階 講堂（2）

1 開会のあいさつ

2 前回会議録の承認について

3 報告

別紙のとおり

4 付議事件

(1) 第16号議案 令和2年度一般会計補正予算（7月）に関する意見の申出について（資料当日配布）

(2) 第17号議案 令和3年度使用教科用図書の採択について（資料当日配布）

5 その他

6 閉会のあいさつ

I 愛日地方教育事務協議会（令和2年7月6日（月） 於：小牧市役所）

1 開会のことば

2 あいさつ

3 協議事項

- （1）議事録署名人の選任
- （2）令和2年度小学校教育課程委員会協力委員について
- （3）その他

4 報告・連絡事項

- （1）事務局からの連絡依頼事項
 - ・研究委嘱校研究協議会
春日井市立藤山台小学校 11月25日（水） 紙上発表
- （2）その他
 - ・総務、財務担当課長会議
10月7日（水） 小牧市役所・れきしるこまき

5 その他

- （1）事務所からの連絡依頼事項
 - ① 教育事務所長挨拶
不祥事根絶、管理職任用、夏季休業中の生徒指導
 - ② 教育事務所からの指導事項
 - ・次長兼総務課長
管内不祥事
 - ・指導第二課長
教員採用選考試験の志願状況について
校長、教頭任用受審状況
 - ③ 教育事務所からの連絡・依頼事項
 - ・学校教育係
 - ・保健体育係
 - ・人事係
 - ・生涯学習係
 - ・その他

Ⅱ 令和2年度第2回尾張部都市教育長会議

(令和2年7月10日(金) 於：芸術劇場)

1 開会

2 会長あいさつ

大府市教育長 宮島 年夫

3 開催市あいさつ

東海市長 鈴木 淳雄

4 愛知県教育委員会あいさつ

事務局次長兼管理部長 横井 英行

<要旨>① 新型コロナウイルス感染症拡大防止による長期休業後の学校における学びの保障について

② 地域学校協働活動について

③ 自殺予防啓発リーフレットについて

④ 熱中症の予防対策について

⑤ 公立高等学校入学者選抜の改善について

⑥ あいちラーニング推進事業について

⑦ 愛知県教育振興基本計画の策定について

5 愛知県教育委員会からの連絡事項

教職員課 課長 加藤 広也

① 義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

② 市町村立小・中・義務教育学校長及び市立特別支援学校長の教職員評価の給与反映について

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続き等の留意事項について

④ 令和2年度における教育実習の日程変更について

⑤ その他

生涯学習課 課長補佐 清水 貴子

① 地域学校協働活動の推進について

② 若者・外国人未来応援事業について

高等学校教育課 課長 栗木 晴久

① 令和3年度高等学校入学者選抜について

義務教育課 課長 伊藤 孝明

① スクールロイヤー設置事業について

6 休憩

7 協議議題

議題1 日本スポーツ振興センター掛金の保護者負担の有無について

議題2 休業中の学習について

議題3 ICT活用の教員向け研修について

8 諸連絡

9 次回開催

開催市 知多市

日時 令和2年10月8日(木)

場所 知多市勤労文化会館

10 閉会

11 東海市芸術劇場内「囀鳴広場」ご案内

尾張旭市教育委員会

(令和2年6月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（6月）定例会会議録

1. 日 時 令和2年6月24日（水） 午後2時00分

2. 場 所 市役所3階 講堂（2）

3. 出席者	教育長	河 村 晋
	委 員	大 岩 裕 泰
	委 員	山 本 真依子
	委 員	堀 祐 子
	委 員	伊 藤 智 成

4. 出席職員	教育部長	三 浦 明
	教育部次長兼文化スポーツ課長	加 藤 博 英
	管理指導主事	川 本 幸 則
	教育行政課長	田 島 祥 三
	学校給食センター所長	松 原 友 雄
	生涯学習課長	坂 田 みどり
	図書館長	三 浦 明 美
	指導主事	二 村 尚 文
	教育行政課長補佐	加 藤 貴 之
	教育行政課主査	伊 藤 維 希

5. 傍 聴 者 3名

6. 会議に付した事件

- (1) 第13号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
- (2) 第14号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
- (3) 第15号議案 尾張旭市公民館運営審議会委員の任命について

	開 会 午後2時00分
教 育 長	本日の出席者は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、6月定例会教育委員会を開催します。 昨年の6月といえば全国植樹祭が開催されました。尾張旭市にとって素晴らしい行事を開催することができた年です。 今年は、年明けからの新型コロナウイルス感染症が全国的・世界的に拡大し、全く変わった時を過ごすこととなってしまいました。この5月中旬以降、少しずつ日常を取り戻し6月を迎えることができました。学校でも3月からの3か月近い長期休業が明け、ようやく通常の授業が行われるようになりました。 学校の状況については、後ほど管理指導主事から報告があると思いますが、まだまだ課題は多くあります。マスクを着用しての授業や会話を少なくした授業、ソーシャルディスタンスといった身体的間隔など新しい生活も登場してきました。 夏が近くになるにつれ、マスク着用では感染症対策と熱中症対策を両立していくことも難しくなってきました。 教育活動がより効果的に実施できるよう努力をしていかなければなりません。 よろしくお願いします。 それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員は、5月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。 (無しの声) 無いようですので、5月定例会会議録は原案どおり承認します。会議録承認の署名を行う委員は大岩委員を指名しますので、後ほどお願いします。 次に、次第の3報告に入ります。事務局から報告をお願いします。
教 育 部 長	(資料に基づき説明)

	・ 6 月議会について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
大 岩 委 員	3 ページの公共施設のクラスター対策について、具体的には、消毒液の用意、マスクの着用とのことですが、マスクをしていない人への対応について教えてください。また、検温についても教えてください。
文化スポーツ課長	マスクをしていない人については、距離を空けるよう指導しています。また、検温については申告制となっており、各自チェックリストでチェックする形となっています。また、施設には非接触型の体温計が 1 台あり、文化スポーツ課もイベント用に 5 台保有しています。
教 育 部 長	体育館では運動をすることから、熱中症対策との兼ね合いもあるため、マスクの着用は状況に合わせて行っていただいています。
管理指導主事	(資料に基づき説明)
	・ 6 月校長会議等について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育行政課長	(資料に基づき説明)
	・ 後援・推薦行事について
	・ 年齢別人口からみた学校別・児童生徒数とクラス数について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
伊 藤 委 員	令和 7 年度から令和 8 年度にかけて児童生徒数が 200 人減りますが、何か考えられる原因はありますか。
教育行政課長	閉鎖人口を元に算出しており、転入、転出は見込まれておりません。出生率については、本市においては直近の平成 30 年度の統計が尾張旭市は 7.3 人となっています。愛知県の平均が 8.4 人であるため。県内では低い数値となっていますが、全国の平均が 7.4 人であることから、特別低いわけではなく、全国的な少子化によるものと考えています。
教 育 長	グラフについて、令和 8 年度に渋川小学校が 300 人を切り、グラフ

	に入っていないため、表示の仕方に気を付けていただきたいと思います。
	普通教室への転用が可能である室は、無くても困らない部屋だと思っ
	てしまいますが、そのあたりはどうですか。
教育行政課長	転用可能な室には、理科室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室。コ
	ンピュータ室等の、科目で使う教室は含んでおりません。含んでいるも
	のについては、少人数教室や多目的教室、生徒改室や相談室、進路指導
	室や会議室等、特別活動等を行う部屋になります。その中には、過去に
	普通教室で使っていた部屋もあります。
管理指導主事	学校活動から考えると、無くても困らない部屋ではありません。
教 育 長	普通教室の方が優先順位が高い場合に、構造的に転用することも可能
	だという意味だと思います。
	児童数については年度が経過するごとに減少していますが、閉鎖人口
	からの算出であり、尾張旭市は転入が多いことから想定より増加する傾
	向があります。ただ、少子化であるため極端に増加はしないと思われま
	すし、地域によっても増加する地域と減少する地域があると思われます。
	将来的に渋川小学校が300人を切ること等はあらかじめ想定してお
	く必要があります。
	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教 育 部 長	(資料に基づき説明)
	・新型コロナウイルス感染症対策について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
	段階的な利用制限の解除はどれくらいの頻度で行う予定ですか。
教 育 部 長	2週間ごとに見直しについて検討し、最低でも1ヶ月に一度見直しを
	行います。
教 育 長	他に質問はございませんか。
	(無しの声)

	無いようですので、次に次第の４、付議事件に入ります。
	はじめに「第１３号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について」審議します。
	事務局から説明をお願いします。
指 導 主 事	(資料に基づき説明)
	・第１３号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第１３号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第１４号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について」審議します。
	事務局から説明をお願いします。
学校給食センター所長	(資料に基づき説明)
	・第１４号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
大 岩 委 員	学校給食運営委員会はどれくらいの頻度で開かれているのですか。また、その内容は何ですか。
学校給食センター所長	年に２回程度、主に７月と２月に開催しています。前年度の事業報告及び決算報告や当年度の事業計画等を御審議いただいています。また、給食費の改定等がある場合はその都度開催することもあります。
教 育 長	他にご意見ご質問はございますか。
	(無しの声)
	無いようですので、「第１４号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について」は原案どおり可決してよろしいですか。

	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第15号議案 尾張旭市公民館運営審議会委員の委嘱について」審議します。
	事務局から説明をお願いします。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
教 育 長	他にご意見ご質問はございますか。
	・第15号議案 尾張旭市公民館運営審議会委員の委嘱について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
堀 委 員	会議は年に何回程度行われますか。また、その内容は何ですか。
生涯学習課長	年に2回程度、6月から7月と11月から12月に行っています。第1回は前年度の事業報告等、第2回は次年度の計画を御審議いただいています。
教 育 長	他にご意見ご質問はございますか。
	(無しの声)
	無いようですので、「第15号議案 尾張旭市公民館運営審議会委員の委嘱について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、次第の5、その他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。
教育行政課長	(教育委員会行事予定について資料に基づき説明)
教 育 長	この件に関して、ご質問等ありますでしょうか。
	(無しの声)
	それでは、これもちまして、6月定例教育委員会を閉会いたします。
	閉 会 午後3時5分
	教育長

7月定例教育委員会報告

7月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和2年7月15日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	
管 理 指 導 主 事	1 7月校長会議等について（資料当日配布）
教 育 行 政 課	1 後援・推薦行事について 2 令和2年度学習支援事業（地域未来塾）の実施について 3 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について
学校給食センター	
生 涯 学 習 課	1 令和2年度第1回社会教育委員会の結果について
図 書 館	
文化スポーツ課	1 第39回市民ゴルフ大会の開催について

1 7月校長会議等について

1 7月校長会議

(1) 教育長

- 再開後の学校について
 - ・ 1か月が経過したが、感染症対策を講じながらの教育活動
 - ・ 最大限の対策と熱中症対策を含めて対応
 - ・ 正確な情報を選択する力
 - ・ アフターコロナの学校への移行（変革の主体として）
- 在校時間の管理について
 - ・ 通常のエ育活動以外の業務の増加
 - ・ 管理職として問題意識をもつ必要
 - ・ 見直しや効率化が必要
 - ・ 人として尊敬される境地に近づくこと

(2) 教育部長

- ・ 市議会定例会の報告
- ・ 公共施設の再開状況について

(3) 管理指導主事

- ・ 危機管理に係る管理職の対応について
- ・ 夏季休業中の服務について

2 学校の様子

- 手洗いの徹底やマスクの着用など、新しい生活様式にも慣れてきた様子であるが、慣れからくる「油断」もみられるので、その都度、注意喚起をして、引き続き感染拡大防止に努めている。
- 各種行事も実施されている。健全育成推進会議や地域と一緒にあってあいさつ運動を行った学校や、感染予防対策を講じながら読書週間や避難訓練などを実施した学校がある。
- 中学校では、感染症対策として中止となった大会にかわる市内の交流大会が順次実施されている。文科系部活動もそれぞれの特徴に合わせて中学校3年生が区切りを付けられるように学校で取り組んでいる。

1 後援・推薦行事について

令和2年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
6	後援	特別支援フォーラム I N愛知	スカイワード旭	令和2年7月24日(土)	発達障害について理解し、二次障害を防ぐ方法を考えるために講演会を行う。	一般社団法人障がい児成長支援協会 代表理事 山内 康彦
7	後援	令和2年度中学生フェスティバル	尾張旭市文化会館	令和2年10月24日(土)	中学生が自立した積極的な生活を実現するために、歌・演奏・ダンス・パフォーマンスなどの発表の機会を提供する。	尾張旭市青少年健全育成推進会議 会長 若杉 和久

許可件数2件（後援2件）

2 令和2年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾）の実施について

1 目的

中・高校生等を対象とし、学習意欲の充実及び向上を図る。

2 実施期間

令和2年7月から令和3年3月までの毎週木曜日（祝日等を除く）

3 実施時間

午後5時から午後9時まで

4 事業受託者

一般社団法人あいち子ども包括支援協会

5 実施場所

尾張旭市南原山町赤土319番地15 第一サクセスビル3階

6 実施方法

参加生徒が教材を持ち込み自習する自主学習方式。参加生徒は教材に不明な箇所がある場合、学習支援員（教員OB等）4名から教示を受ける。参加料無料。

7 登録状況

R2.7.1現在

学校	学年	登録者数（名）
旭中学校	1	3
	2	5
	3	5
東中学校	1	7
	2	7
	3	4
西中学校	1	5
	2	9
	3	1
高校	1	1
	3	1
計		48

3 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について

1 趣旨

身の回りのものごとについてじっくりと考え、テーマを持って取り組むことで、主体的に挑戦してみることや試行錯誤を繰り返しながら課題を解決するよさを実感させる環境づくりを進めることを目的に、「わくわく自由研究コンテスト」の作品募集及び展示を行い、主体的に課題解決に向かう姿勢を育成する。

2 主催

尾張旭市教育委員会

3 応募資格

(1) 小学校の部

尾張旭市立小学校在籍の小学3～6年生

(2) 中学校の部

尾張旭市立中学校在籍の中学生

4 応募方法及び応募作品の選出

(1) 応募する児童生徒は、応募用紙に必要事項を記入し、作品に添えて担任に提出する。

(2) 各小中学校は、応募作品から各学年学級数以内を選出する。

5 選出作品の搬入搬出及び展示期間

(1) 搬入日程及び搬入場所

令和2年9月8日(火) 午後1時から2時の間にスカイワードあさひ4階ギャラリーあさひに搬入

(2) 展示期間

令和2年9月10日(木) から17日(木) まで
午前9時から午後5時まで(最終日は午後3時まで)

(3) 搬出日程

令和2年9月17日(木) 午後3時から4時までの間に搬出

6 審査

(1) 審査会

令和2年9月9日(水) 午後2時から4時まで
スカイワードあさひ4階ギャラリーあさひ

(2) 審査員

尾張旭市教育委員会教育長
尾張旭市教育委員会教育委員
尾張旭市教育委員会管理指導主事

7 表彰

(1) 教育長賞

1名 賞状、副賞

(2) 優秀賞

1名 賞状、副賞

(3) 佳作

8名 賞状

8 応募にあたっての注意

- (1) 作品は図や写真を含めて、応募者本人のオリジナル作品に限る。

※ 参考・引用した資料がある場合は、作品中に明記する。

- (2) 他のコンクールなどで入賞した作品の応募はできない。

- (3) 応募作品は個人で取り組んだものとし、2人以上のグループで取り組んだものを応募することはできない。

9 その他

- (1) 応募者に記念品を用意する。

- (2) 選出作品は、展示期間最終日に各小中学校が搬出し、児童生徒へ返却する。ただし、表彰作品については市役所ホールでの展示（令和2年9月18日（金）～25日（金））終了後、学校を通じ、児童生徒へ返却する。

- (3) 選出者は氏名が公表される。

1 令和2年度第1回尾張旭市社会教育委員会の結果について

1 開催日時

令和2年6月30日（火）午後1時30分から午後2時56分まで

2 開催場所

中央公民館 102会議室

3 議題等

(1) 報告事項

ア 令和元年度社会教育事業の実施結果について

- ・公民館の市民塾講師が減少している要因について質問があり、講師希望者の高齢化や新規講師の開拓が必要と考えている旨を回答した。

イ 令和2年度社会教育事業の実施状況及び計画について

- ・図書館ボランティアの募集状況について質問があり、現在、新たな募集は行っていないが、例年、ボランティア養成講座を開催し、受講生の中には市立図書館や学校図書室のボランティアとして活躍している方もいる旨を回答した。

ウ 新型コロナウイルス対策の取り組みについて

- ・施設の利用再開に当たり、利用者に対する情報提供が不足していたとの意見があり、今後は、早く正確な情報提供を行うよう要望された。

エ 令和元年度地域の教育力推進事業費補助金の交付実績について

オ 尾張旭市生涯学習推進活動目標の実施状況について

(2) その他

ア 今後の予定について

1 第39回市民ゴルフ大会の開催について

1 趣旨

市民がスポーツに親しみ、競技力の向上と生きがい・健康づくりに取り組むことができるよう本大会を開催します。

2 日時

令和2年10月19日(月) 午前7時15分スタート

3 場所

ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場

4 参加資格

市内在住、在勤、在学のアマチュア競技者

※在学中の方は、学校長の許可証が必要。(中学生以下は参加不可)

5 定員

300人(西コース160人、東コース140人)

※過去参加者数

年度	西コース	東コース	合計
R1	157人	136人	293人
H30	160人	131人	291人

6 競技方法

(1) 18ホール・ストロークプレイ(ダブルペリア方式)

(2) クラスは東・西コースごとに3クラス編成(男子A・B、女子)

※男子は最近の平均スコアによりクラス分け

7 申込期間

令和2年7月7日(火)から7月17日(金)まで

土・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

(7月7日(火)は午前9時から午後5時まで)

※7月7日(火)はスカイワードあさひで受付。

7月8日(水)以降は、文化スポーツ課で受付

8 主催等

(1) 主催

尾張旭市、尾張旭市教育委員会、尾張旭市スポーツ協会

(2) 主管

尾張旭市民ゴルフ大会実行委員会、尾張旭市ゴルフ協会

9 その他

(1) 申込及び当日の運営については、スポーツ庁発表の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に則り感染防止対策を講じたうえで開催します。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、開催内容を変更する場合があります。

第 16 号議案

令和 2 年度一般会計補正予算（7 月）に関する意見の申出について
尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和 55 年教育委員会規則第 6 号）第 3
条第 1 項第 9 号の規定に基づき、委員会の意見を求める。

令和 2 年 7 月 15 日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、令和 2 年度 6 月補正予算調整後さらに調整する必要があるからである。

令和2年度教育費予算目別集計表

【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		7月補正	
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額
14 使用料及び手数料	1 使用料	8 教育使用料	23,882	0	23,882		23,882
15 国庫支出金	2 国庫補助金	6 教育費国庫補助金	2,644	11,800	14,444	11,250	25,694
16 県支出金	2 県補助金	7 教育費県補助金	6,548	0	6,548	4,125	10,673
	3 県委託金	5 教育費委託金	119	0	119		119
17 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	558	0	558		558
		2 利子及び配当金	1	0	1		1
18 寄附金	1 寄附金	1 寄附金	509	0	509		509
19 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	0	0	0		0
21 諸収入	5 雑入	1 雑入	369,980	△ 21,850	348,130		348,130
22 市債	1 市債	2 教育債	59,000	0	59,000		59,000
計			463,241	△ 10,050	453,191	15,375	468,566

【歳出】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		7月補正	
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	2,690	0	2,690		2,690
		2 事務局費	569,053	5,800	574,853		574,853
		3 教育振興費	133,822	0	133,822	3,360	137,182
	2 小学校費	1 学校管理費	302,718	237,950	540,668	16,500	557,168
		2 教育振興費	93,941	5,500	99,441	5,000	104,441
	3 中学校費	1 学校管理費	143,779	95,850	239,629	6,000	245,629
		2 教育振興費	68,028	3,500	71,528		71,528
	4 給食センター費	1 給食センター費	597,706	4,881	602,587		602,587
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	10,430	0	10,430		10,430
		2 社会教育振興費	5,559	0	5,559		5,559
		3 公民館費	125,395	0	125,395	4,000	129,395
		4 図書館費	36,962	0	36,962	160	37,122
		5 文化財保護費	26,091	0	26,091		26,091
		6 文化会館費	69,243	0	69,243	50	69,293
	6 保健体育費	1 保健体育総務費	10,375	0	10,375		10,375
		2 体育施設管理費	96,618	0	96,618	520	97,138
13 諸支出金	1 諸費	1 過年度収入還付金	20	0	20		20
計			2,292,430	353,481	2,645,911	35,590	2,681,501

歳入予算明細書

15款 国庫支出金 2項 国庫補助金 6目 教育費国庫補助金 (単位 千円)

節	補正額	説明	
1 小学校費補助金	8,250	学校保健特別対策事業費補助金 [4,750 ⇒ 13,000]	8,250
2 中学校費補助金	3,000	学校保健特別対策事業費補助金 [2,250 ⇒ 5,250]	3,000
計	11,250		

16款 県支出金 2項 県補助金 8目 教育費県補助金 (単位 千円)

節	補正額	説明	
2 小学校費補助金	1,708	スクールサポートスタッフ配置事業費補助金 [826 ⇒ 2,534]	1,708
3 中学校費補助金	2,417	スクールサポートスタッフ配置事業費補助金 [826 ⇒ 1,395] 学校指導員配置事業費補助金 [0 ⇒ 1,848]	569 1,848
計	4,125		

歳出予算明細書

10款 教育費		1項 教育総務費	3目 教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説明		明
7 報償費	3,360	新型コロナウイルス対策事業 [643 ⇒ 4,003] 学習指導員謝礼 [0 ⇒ 3,360]		3,360 3,360
計	3,360			

10款 教育費		2項 小学校費	1目 学校管理費	(単位 千円)
節	補正額	説明		明
18 負担金、補助及び 交付金	16,500	新型コロナウイルス対策事業 [23,200 ⇒ 39,700] 学校感染症対策事業交付金 [0 ⇒ 16,500]		16,500 16,500
計	16,500			

10款 教育費		2項 小学校費	2目 教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説明		明
11 役務費	5,000	新型コロナウイルス対策事業 [0 ⇒ 5,000] 自動車借上料 [0 ⇒ 5,000]		5,000 5,000
計	5,000			

10款 教育費		3項 中学校費	1目 学校管理費	(単位 千円)
節	補正額	説明		明
18 負担金、補助及び 交付金	6,000	新型コロナウイルス対策事業 [10,400 ⇒ 16,400] 学校感染症対策事業交付金 [0 ⇒ 6,000]		6,000 6,000
計	6,000			

10款 教育費		5項 社会教育費	3目 公民館費	(単位 千円)
節	補正額	説明		明
14 工事請負費	4,000	公民館維持管理事業 [116,087 ⇒ 120,087] 小規模施設改修工事 [0 ⇒ 4,000]		4,000 4,000
計	4,000			

10款 教育費		5項 社会教育費	4目 図書館費	(単位 千円)
節	補正額	説明		明
14 工事請負費	160	図書館施設維持管理事業 [7,373 ⇒ 7,533] 小規模施設改修工事 [0 ⇒ 160]		160 160
計	160			

10款 教育費 5項 社会教育費 6目 文化会館費 (単位 千円)

節	補正額	説明	
17 備品購入費	50	文化会館維持管理事業 [69,243 ⇒ 69,293] 施設用備品購入費 [0 ⇒ 50]	50 50
計	50		

10款 教育費 6項 保健体育費 2目 体育施設管理費 (単位 千円)

節	補正額	説明	
14 工事請負費	500	体育施設整備事業	520
17 備品購入費	20	[9,938 ⇒ 10,458] 体育施設整備工事 [9,620 ⇒ 10,120] 施設用備品購入費 [318 ⇒ 338]	500 20
計	520		

第17号議案

令和3年度使用教科用図書の採択について

令和3年度使用教科用図書を別記のとおり採択するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第12号の規定に基づき、付議するものとする。

令和2年7月15日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市立小中学校において、令和3年度に使用する教科用図書を採択するため必要があるからである。

愛知県令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 教科書の選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 教科書の選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する本採択基準及び別に作成する教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の1～8の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

- 1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、種目ごとに令和2年度使用教科書と同一のものを採択すること。
- 2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。
- 3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和2年度使用教科書と同一のものを採択すること。
学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、5の県立特別支援学

校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、6の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和2年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和3年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

6 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和3年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

7 国立（特別支援学校小学部を含む）及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和2年度使用教科書と同一のものを採択すること。

8 国立（特別支援学校中学部を含む）及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

ただし、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の規定により、「特別の教科 道徳」に代えて宗教を教育課程に編成する私立の中学校については、「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行う必要がないこと。



令和2年7月9日

各市町教育委員会教育長 殿

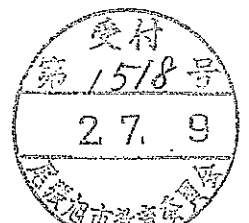
尾張東部教科用図書採択地区協議会
会 長 水 田 博 和

令和3年度使用小学校教科用図書の採択について（通知）

このことについて、慎重に協議し、下記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

記

1 令和3年度使用小学校教科用図書 資料1



資料1

令和3年度使用小学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社 会	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
算 数	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
生 活	無	東京書籍	東京書籍
音 楽	無	教育出版	教育出版
図 工	無	日本文教出版	日本文教出版
家 庭	無	東京書籍	東京書籍
保 健	無	大日本図書	大日本図書
英 語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	光村図書出版	光村図書出版



令和2年7月9日

各市町教育委員会教育長 殿

尾張東部教科用図書採択地区協議会
会 長 水 田 博 和

令和3年度使用中学校教科用図書の採択について（通知）

このことについて、慎重に協議し、下記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

記

- 1 令和3年度使用中学校教科用図書 資料2



資料 2

令和 3 年度使用中学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社会 (地理)	無	東京書籍	東京書籍
社会 (歴史)	無	東京書籍	東京書籍
社会 (公民)	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
数 学	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
音楽 (一般)	無	教育芸術社	教育芸術社
音楽 (器楽)	有	教育出版	教育芸術社
美 術	無	光村図書出版	光村図書出版
保健体育	無	大日本図書	大日本図書
技術分野	無	東京書籍	東京書籍
家庭分野	無	東京書籍	東京書籍
外 国 語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	教育出版	教育出版

令和2年度使用小学校教科用図書

種 目	発 行 者		教 科 書 名	教 科 書 番 号					
	番号	略称		1年	2年	3年	4年	5年	6年
国 語	38	光 村	国語 一～六	107 108	207 208	307 308	407 408	507	607
書 写	17	教 出	小学 書写 1ねん～6年	103	203	303	403	503	603
社 会	2	東 書	新しい社会 3～6	—	—	301	401	501 502	601 602
地 図	46	帝 国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3～6年	—	—	302			
算 数	61	啓林館	わくわく 算数 1～6	108	208 209	308 309	408 409	508	608
理 科	2	東 書	新しい理科 3～6	—	—	301	401	501	601
生 活	2	東 書	あたらしい せいかつ 上 新しい生活 下	101・102		—	—	—	—
音 楽	17	教 出	音楽のおくりもの 1～6	101	201	301	401	501	601
図画工作	116	日 文	図画工作 1・2上下、3・4上下、5・6上下	103・104		303・304		503・504	
家 庭	2	東 書	新しい家庭 5・6	—	—	—	—	501	
保 健	4	大日本	たのしい保健 3・4年、5・6年	—	—	302		502	
外 国 語	2	東 書	NEW HORIZON Elementary 5、6 NEW HORIZON Elementary Picture Dictionary	—	—	—	—	501 502	601
道 徳	38	光 村	道徳 1～6 きみがいちばんひかるとき	105	205	305	405	505	605

令和2年度 小学校・特別支援学級

種 目	発 行 者		教 科 書 番 号	教科書名	使用学年
	番号	略称			
国 語	2	東 書	C-121	こくご ☆	1～6
			C-122	こくご ☆☆	
			C-123	こくご ☆☆☆	
算 数	17	教 出	C-121	さんすう☆	1～6
			C-122	さんすう☆☆(1)	
			C-123	さんすう☆☆(2)	
			C-124	さんすう☆☆☆	
音 楽	2	東 書	C-121	おんがく☆	1～6
			C-122	おんがく☆☆	
			C-123	おんがく☆☆☆	

令和2年度使用中学校教科用図書

種 目		発 行 者		教 科 書 名	教 科 書 番 号		
		番号	略称		1年	2年	3年
国 語		38	光 村	国 語 1、2、3	704	804	904
書 写		17	教 出	中学書写	703		
社会	地理	2	東 書	新しい社会 地理	701		—
	歴史	2	東 書	新しい社会 歴史	705		
	公民	2	東 書	新しい社会 公民	—		901
地 図		46	帝 国	中学校社会科地図	702		
数 学		61	啓林館	未来へひろがる数学 1、2、3	705	805	905
理 科		2	東 書	新しい科学 1、2、3	701	801	901
音楽	一般	27	教 芸	中学生の音楽1、2・3上、2・3下	701	801・802	
	器楽合奏	17	教 出	中学器楽 音楽のおくりもの	751		
美 術		38	光 村	美 術 1、2・3	702	802	
保健体育		4	大日本	中学校保健体育	702		
技術・ 家庭	技術	2	東 書	新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology	701		
	家庭	2	東 書	新編 新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して	701		
外 国 語		2	東 書	NEW HORIZON English Course 1,2,3	701	801	901
道 徳		17	教 出	中学道徳1、2、3 とびだそう未来へ	702	802	902

令和2年度 中学校・特別支援学級

種 目	発 行 者		教 科 書 番 号	教科書名	使用学年
	番号	略称			
国 語	2	東 書	C-721	国語 ☆☆☆☆	1～3
			C-722	国語 ☆☆☆☆	
数 学	17	教 出	C-721	数学 ☆☆☆☆	1～3
			C-722	数学 ☆☆☆☆	
音 楽	2	東 書	C-721	音楽 ☆☆☆☆	1～3
			C-722	音楽 ☆☆☆☆	

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号)

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村教育委員会又は都道府県教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第九条 に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

教育委員行事予定表

$$(7/16 \sim 8/31)$$

月日	曜日	時間	場 所	主管課	内 容	出席予定者				
						教育長	委員	部長	市長	副市長
8/19	水	14:00	講堂2	教	8月定例教育委員会	○	○	○		

＜連絡事項＞

7/17	金	9:30	中央公民館	令和2年度第1回公民館運営審議会
7/18	土	—	市内	親子ふれあいプログラミング教室（全3回）（延期）
7/26	日	14:00	文化会館	尾張旭市文化協会洋楽部会第8回ミュージックフェスティバル（中止）
7/28	火	10:00	文化会館	文化会館自主文化事業第2回芸術展 写真部門Ⅰ（～8/2）（中止）
8/1	土	9:30	新池交流館ふらっと	ラジオ体操講習会
8/2	日	10:00	文化会館	文化協会吟剣詩舞道部会第41回尾張旭吟剣詩舞道部大会（中止）
8月上旬			スカイワードあさひ外	小学生向け史跡めぐり（中止）

